

障 がい 者 雇 用 状 況 調 書

商号又は名称	
基準日（申請日を記入すること）	
従業員数（短時間勤務者を除く） (a)	
短時間勤務者数（週20時間以上30時間未満） (b)	
従業員のうち障がい者数	
短時間勤務者数のうち障がい者数	
除外率 (c)	建設業の場合20%
法定雇用義務者数の算定の基礎となる従業員数 (d) *障がい者雇用の義務がある事業者のみ記入すること $(a) + (b) \times 0.5 - \frac{\{(a) + (b) \times 0.5\} \times 20\% (c)}{100}$ (波線部分は、端数切捨て)	
法定雇用義務者数 *障がい者雇用の義務がある事業者のみ記入すること (下記の計算で1以上となる事業者が、障がい者の雇用義務のある事業者となる。) $(d) \times 0.023$	

○個別の状況

	身体障がい者手帳等の番号	障がい等級等
1		
2		
3		
4		
5		

*身体障がい者手帳等の番号欄は、交付された身体障がい者手帳、療育手帳等の番号について、1人につき1行に記入してください。

1人の者が複数の手帳を有する場合は、1行に記入してください。

注1) 法定雇用義務は有るが障がい者を雇用していない場合は、法定雇用義務者数欄まで、すべて記入のうえ、提出してください。

注2) 「法定雇用義務者数」欄は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、報告後の異動を反映させ、申請日現在での「法定雇用義務者数」を再計算して記入してください。

○障がい者雇用状況調書【様式第12号】の作成方法

- ① 「従業員数（短時間労働者を含む）」および「従業員のうちの障がい者数」の基準日は、申請日としてください。
- ② 「法定雇用義務数」欄は、障がい者の雇用義務がある事業者となる場合のみ、記入してください。なお記入にあたっては、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の数字をそのまま記載するのではなく、申請日現在での以下の計算例を参考に、再計算されたものを記入してください。
- ③ 「身体障がい者手帳等の番号」欄は、交付された身体障がい者手帳、療育手帳等の番号について、1人につき一行に記入してください。（1人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。）

今回の申請での「雇用義務のある事業主」は、申請日時点の従業員数により以下の計算を行い、法定雇用障がい者数が1人以上となる事業主です。

【計算例】

令和3年3月1日以降の法定雇用率 …… 2.3%
 建設業の除外率 …… 20%
 従業員数（短時間勤務者を除く） …… 52名
 短時間勤務者数（週20時間以上30時間未満） …… 3名

$$\{ 52 + 3 \times 0.5 - (52 + 3 \times 0.5) \times 20\% \} \times 2.3\% = 1.0 \text{名}$$

(従業員数の総数) - (建設業の除外率：除外数は整数止め) × (法定雇用率) = (法定雇用障がい者数)

$$\begin{array}{ccc} \downarrow & & \downarrow \\ 53.5 & - & 10 & = & 43.5 \text{名} \end{array}$$

※建設業の場合、短時間勤務者を0.5で換算したものを含む従業員の総数が53.5人以上となるものが、障がい者の雇用義務のある事業主となります。

☆申請日時点の従業員数で、障がい者の雇用義務のある事業者となる場合

様式第12号と併せて添付する書類：

- ①公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書（写）
- ②健康保険厚生年金標準報酬決定通知書（全従業員分）、身体障がい者手帳等、申請日現在の従業員数、障がい者数の状況が確認できる書類（写）も添付してください。

☆障がい者の雇用義務がないが、申請日時点で障がい者を雇用している者の場合

様式第12号と併せて添付する書類：

- ①障がいを証明するものの写し
 ⇒ 本人の身体障がい者手帳又は療育手帳等の写し
- ②直接的かつ恒常的な雇用を確認できるものの写し
 ⇒ 本人の健康保険証又は本人が記載されている健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等の写し

☆障がい者である短時間勤務者のカウントについて

*下表のとおり、太線枠の△について、短時間勤務者のカウントは0.5カウントとなるため、2名×0.5=1名で義務の達成となります。

○障がい者である短時間勤務者のカウントの方法は次のとおりです。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障がい者	○	△
(重度)	◎	○
知的障がい者	○	△
(重度)	◎	○
精神障がい者	○	△